

### 地域医療支援病院の行う支援について

機能	条文	支援の対象	支援の内容	要件
紹介機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。【法第16条の2第一項第6号】</li> <li>・必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病状に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。【施行規則第9条の16第一項第6号ロ】</li> </ul>	地域の病院、診療所	<p>地域の病院や診療所で対応しきれない患者を引き受けることによって、その負担を軽減。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区医師会との定期的な意見交換会の開催。</li> <li>・紹介患者専用窓口の設置(専任配置)。</li> <li>・紹介患者の受診状況等の情報を、月初めなどに紹介医に提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○紹介率が80%を上回っていること。</li> <li>○紹介率が60%を上回り、かつ、逆紹介率が30%を上回っていること。</li> <li>○紹介率が40%を上回り、かつ、逆紹介率が60%を上回っていること。</li> </ul> <p>紹介率=(紹介患者の数+救急患者の数)÷初診患者の数×100</p> <p>逆紹介率=(逆紹介患者の数÷初診患者の数)×100</p>
施設等の共同利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。【法第16条の2第一項第1号】</li> </ul>	地域の医療従事者	<p>病院施設等を有効活用することによって、他の医療従事者に自前の施設等を準備させることなく、その診療、研究、研修をサポート。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同利用に関する内容、検査時間、予約方法、結果のフィードバック体制等を記載したパンフレットを作成・更新し、登録医に情報を提供。</li> <li>・定期的に地域の医療機関のヒアリングを実施し、医療機器の整備や運営について要望を踏まえながら対応。</li> <li>・予約センターを設置して、専従者が一括して登録病院からの各科診察、入院、各種検査等の予約を受付。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制が整備されていること。</li> <li>・当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。</li> <li>・共同利用を行おうとする当該二次医療圏に所在する医療機関の登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。</li> <li>・利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。</li> <li>・共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。</li> <li>○共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。</li> <li>○共同利用の対象となる建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。</li> <li>○共同利用のための専用病床を常に確保すること。</li> </ul>
救急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療を提供すること。【法第16条の2第一項第2号】</li> </ul>	地域の医療機関	<p>重症患者の救急患者を受け入れることによって、他の医療機関の負担を軽減。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎朝、地域の中核病院、亜急性期病院と空床情報を共有し、入院患者への受診案内などを協力して実施。</li> <li>・意見交換ノートを設け、日常的に救急隊と意見交換し、年に1回、消防隊の代表を集めて救急医療の質の向上に関する意見交換会を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。</li> <li>・24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。</li> <li>・入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。</li> <li>○他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。</li> <li>・救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。</li> </ul>
地域の医療従事者の研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。【法第16条の2第一項第3号】</li> </ul>	地域の医療従事者	<p>地域の医療従事者のレベル向上を支援。これによって、当該従事者が所属する医療機関による研修・医業等における負担を軽減。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣の医療機関と、定期的に症例検討を含めた勉強会、研修会を実施。</li> <li>・地域の回復期や療養型の病院へ職員を派遣し、呼吸管理の研修を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。</li> <li>・必要な図書等を整備し、研修(地域の医師等を含めた症例検討会、医学・医療に関する講習会)を定期的に行う体制が整備されていること。</li> <li>・研修目標、研修計画、研修指導體制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。</li> <li>・研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。</li> <li>・研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。</li> </ul>
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。【法第16条の2第二項】</li> </ul>	在宅医療を提供する医療機関、訪問看護ステーション等	<p>在宅医療や訪問看護を行う地域の医療機関等について、事業者間の連携促進や必要な情報提供を行うことによって、活動をサポート。</p> <p>(例) 後方支援病院として、40弱の在宅療養支援診療所と契約。</p>	